

ドライブレコーダーの記録データ提供に関する協定

公益社団法人山形県トラック協会（以下「甲」という。）と山形県警察（以下「乙」という。）は、甲に加盟する事業者（以下「加盟事業者」という。）の使用に係る車載式交通事故記録装置（以下「ドライブレコーダー」という。）の記録データ（画像、映像及び音声等による車両の運行記録をいう。以下同じ。）の乙への提供について、次のとおり協定する。

（目的）

第1条 この協定は、加盟事業者の使用に係るドライブレコーダーの記録データを、乙の事故事件等（重大交通事故等及び各種犯罪をいう。以下同じ。）の捜査活動等に活用するために必要な事項を定め、もって県民生活の安全・安心に寄与することを目的とする。

（協定事項）

第2条 甲は、乙の求めに応じ、加盟事業者の使用に係るドライブレコーダーの事故事件等に関する記録データを提供するものとする。

2 乙は、記録データの提供を受けるまでの間に、事故事件等に関する記録データが失われる可能性がある場合は、甲に対し、加盟事業者の使用に係るドライブレコーダーの記録データの保存を依頼することができる。

3 乙は、事故事件等が発生し被疑車両の検索の必要が生ずる等急速を要する場合において、甲に対し、運行中の車両のドライブレコーダーを作動させ、記録データの保存又は記録データの取得を開始することを依頼することができる。

4 前2項の規定にかかわらず、甲の執務時間外に記録データの保存等を依頼する緊急の必要性がある場合は、乙は、甲の加盟事業者に直接依頼することができるものとする。この場合において、乙は、速やかに当該依頼を行った旨を甲に連絡するものとする。

5 乙は、甲から提供を受けた記録データを前条の目的以外に使用しないものとする。

6 乙は、甲から提供を受けた記録データを適正に管理するものとする。

（細目的事項の委任）

第3条 この協定の実施に関し必要な細目的事項は、甲乙協議の上、別に定めるものとする。

附 則

この協定は、平成25年9月17日から実施する。

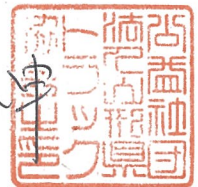
この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙それぞれ記名押印の上、各自1通を保有する。

平成25年9月17日

甲 公益社団法人山形県トラック協会

会 長

矢野 匠



乙 山形県警察

本部長

杉山 明

